

令和5年（ワ）第1113号 結婚式場解約金条項使用差止請求事件

原告 特定非営利法人ひょうご消費者ネット

被告 株式会社ポジティブドリームパーソンズ

求 釈 明 申 立 書

令和6年8月28日

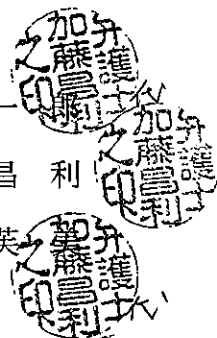
神戸地方裁判所 第2民事部合議C係 御中

原告訴訟代理人

弁護士 内 橋 一

弁護士 加 藤 昌 利

弁護士 谷 口 芙



被告は、2012年（平成24年）3月、適格消費者団体である全国消費生活相談員協会からの申入れを容れて、取消日が披露宴等当日から起算して181日前の場合は一律5万円等としていた規約（旧々規約）を、1年以上前の取消（解約）の場合は取消料をもらわないとする規約（旧規約）に変更した経緯がある。

被告が、全国消費生活相談員協会からの申入れに基づき1年以上前の取消（解約）の場合は取消料をもらわないとする規約（旧規約）に変更するにあたっては、合理的な、あるいは、経済的に理解可能な理由があったはずである。

本件における「平均的損害」の問題を考えるにあたっては、2012年の旧規約

採用及びその変更にかかる事情が重要であると考えられるので、以下の点について
釈明を求める次第である。

【求釈明事項】

1. 2008年以降の各年度の再販率はどのようなものであったか。
2. 2012年に旧々規約を旧規約に変更した理由はなにか。

また、旧々規約から旧規約への変更時における、1年以上前に取消（解約）
がされた契約に関する「解除時の見積額の平均額」、「粗利率」、「再販率」
を明らかにされたい。

3. 1年以上前の取消（解約）の場合は取消料をもらわないとする旧規約を現行
規定（本件解約料条項）に変更したのはいつか。また、変更した理由はなにか。
被告が解約料算定の根拠とする「解除時の見積額の平均額×粗利率×（1－再
販率）」の計算式のうち、見積額、粗利率、再販率のいずれかに変化があった
ことが、変更の理由にあるのか。「解除時の見積額の平均額」、「粗利率」、
「再販率」に変化があったのであれば、その内容を明らかにされたい。

以 上